

令和8年4月 定例教育委員会

日 時 令和8年4月26日(木)9時30分～

場 所 市役所11階 会議室1

出席者

(教育委員)

陣内教育長 松野教育長職務代理者 古賀委員 中村委員 西沢委員

(事務局)

井上教育総務部長 鳩山学校教育部長 木下学校教育部次長兼学校教育課長

黒田学校教育部次長 藤川学校教育部次長兼学校保健課長

塚田教育総務部次長兼総務課長 武尾文化財課長 松永学校教育課主幹

野元学校教育課主幹 徳永総務課長補佐兼庶務係長 小瀬良総務課主事

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

(1) 教育長報告

(2) 令和8年2月分 議事録確認

(3) 議 題

- ① させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例の一部改正の件(文化財課)
- ② 佐世保市通学区域審議会に付議する諮問事項について(学校教育課)
- ③ 吉井南小学校及び吉井北小学校の統合に係る新設予定校の校名案の決定の件
(学校教育課)

(4) 協議事項

- ① 業務改善アクションプラン(第2期)改訂版について(学校教育課)

(5) 報告事項

- ① 令和8年度学校訪問実施計画等について(学校教育課)
- ② 教育課程特例校について(学校教育課)

(6) その他

- ① 次回開催予定について

◆教育長報告

○3月27日 佐世保管工事協同組合より寄付(50万)

- 3月31日 退職校長辞令交付式及び感謝状贈呈式
- 4月1日 辞令交付式
- 4月2日 佐世保明るい社会づくり運動推進協議会より「オアシスホルダー」贈呈
- 4月16日 吉井地区で統合の準備委員会(賛同をいただきました)

◆教育長報告・議事録確認

【陣内教育長】

皆さん、おはようございます。

4月の定例教育委員会を開催したいと思います。

最初に議事録の確認をさせていただきます。2月の議事録の確認ですが、今回は2月の定例教育委員会と臨時教育委員会の2回分がございまして、2回ともお目通しをいただきましたでしょうか。

【教育委員一同】

はい。

【陣内教育長】

それではさっそく議題に入りたいと思います。

佐世保立神近代化歴史公園の管理に関する条例の一部改正の件についてです。

(1)させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例の一部改正の件

【武尾文化財課長】

議題資料P2～P5により説明

【陣内教育長】

ありがとうございます。

今回の改正は、指定管理者が入園料等の金額を設定し、徴収できるようにするための条例改正となっています。ご質問やご意見がありましたら、まとめてお伺いしたいと思います。

【古賀委員】

1人300円という設定がありますが、佐世保市民割や長崎県民割のようなものはありますか。

【武尾文化財課長】

この条例の施行規則を今後定めてまいりたいと考えております。

その中で、現在考えておりますのは、

- ・佐世保市内の小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒が利用する場合
 - ・佐世保市在住で佐世保市以外の小中学校に通う児童生徒が利用する場合
- については、全額減免とする方向で検討している、というものです。

【西沢委員】

今回、「上限」として300円を設定されているということですが、300円が上限で、その範囲内で対象者によって料金に幅を持たせる、という理解でよろしいですか。

【武尾文化財課長】

今お話しいただいたとおり、上限を300円として設定し、その範囲内において事業者が金額を定めることになります。その金額については、教育委員会の承認を別途得ることとなっています。

【陣内教育長】

ほかにご意見がなければ、「了」としてよろしいでしょうか。

この内容で議会のほうに上程し、議会において条例改正の審査をしていただきます。

それでは次の議題に入ります。

「佐世保市通学区域審議会に付議する諮問事項について」です。お願いします。

(2)佐世保市通学区域審議会に付議する諮問事項について

【木下学校教育課長】

議題資料にて説明

【中村委員】

改めての確認になるかもしれませんが、市民の皆さんが不安に思われて、ここまで決定できなかった要因と、最終的に何をもって皆さんが納得されたのか、改めてご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

【井上新しい学校推進室長】

地元の方や保護者の方が不安に思われた点は、主に2点でした。

1つは通学路の安全確保、もう1つは、吉井北小学校から吉井南小学校側に新しい学校ができますので、吉井北小学校の子どもたちの通学距離が延びることへの不安でした。

通学路の整備については、土木部と連携し、通学安全プログラムに基づき、地元の方と一緒に実際に歩いて危険箇所の点検を行い、整備箇所を確定しました。

その整備については、土木部で予算を6月に計上する予定となっております。

市で対応できない部分としては、信号機の付け替えが1か所ありました。これについては、県警の江迎警察署を通じて公安委員会に働きかけを行い、今年度中に付け替えを行う方向で動いているとの回答を得ているところです。

次に、スクールバスの運行についてです。通学距離が延びることへの不安に対して、すべての児

童を対象にするのは難しい部分があります。

スクールバスの運行基準として、小学校の場合、通学距離が4キロ以上で、かつ路線バスがない場合が対象という基準があります。

今回の吉井北小学校から吉井南小学校への移動は通学距離が4キロ以内となり、基本的な原則からいくとスクールバス運行の対象にはなりません。

しかし、保護者の方々の要望が非常に強かったことを踏まえ、再編に伴う特例として5年間限定でスクールバスを運行することとしました。

この特例については、

- ・5年間の時限措置とすること

- ・現在の通学距離から1.5キロ以上延伸する児童をスクールバス対象とすること

という一定の条件を付したうえで対応する方針をお示ししました。

これらの内容をご説明した結果、一定の合意をいただいたところです。

【陣内教育長】

少し補足します。

この件は令和2年から検討をスタートしましたが、不安が大きく、最終的には令和6年10月に陳情書という形で、不安の内容を整理してご提出いただきました。

その主な内容は4点です。

1つ目は通学に関するもので、

- ・通学路の安全確保

- ・スクールバスの運行 の2点です。

2つ目は学童保育、

3つ目は跡地の利用、

4つ目は「複式学級でもよいのではないか」というご意見です。

1点目の通学については、通学路の安全確保は統廃合にかかわらず必要な事項ですので、統合にあたって最優先で取り組む方針をお示ししました。地元の方と一緒に実際に歩いて確認を行い、今年度中にすべて改修が終わる見込みが立った状況です。

スクールバスについては、本来4キロ以上が支援の対象です。支援の方法は、原則として路線バスがあれば路線バスを利用いただき、その運賃の4分の3を補助するというものです。

今回は合併に伴う特例として、5年間の特例措置を設けることとしました。内容としては、路線バスがある地域ですが、スクールバスも運行し、4キロに満たなくても合併に伴う通学距離の延伸が1.5キロを超える場合はスクールバスの対象とする、というものです。これについてご了解をいただきました。

2つ目の学童保育については、「1校区1学童」を原則としていますが、これも特例として「1校区2学童」で運用することで確認を得ています。

跡地利用については、北部給食センターをここに整備したいという考えをお示するとともに、現有施設の使い方については今後一緒に相談していくということでご理解をいただいています。「複式学級でもよいのではないか」というご意見については、やはり子どもたちのためには適切

な教育環境が必要であるという前提をお示ししました。

新しい学校推進室が丁寧に説明を続け、先週木曜日(4月16日)に最終的な協議を行い、賛同いただける方は拍手で意思表示をしていただく方法をとったところ、ほとんどの方から拍手をいただきました。

このような経過を経て、大きな一步を踏み出すことができたと考えています。

【古賀委員】

スクールバスの通学距離が4キロ以上かつ路線バスがない場合の話があったかと思います。今市内にもスクールバスが出てる学校があると思いますが、そこも同じ規定になっていますでしょうか？船越小だったと思いますが、そこは再編における規定なのでしょうか。

【井上新しい学校推進室長】

船越小学校につきましては、大前提が、先ほど教育長からもお話がありました4キロ以上というのがありますけど、公共交通機関の利用のバスの便が悪いというような形の中で、どうしてもスクールバスを出さなければいけないというような形で、今、愛宕中学校の生徒と船越小学校の生徒で野崎町などから通学されている方については、スクールバスを出しているというような状況でございます。

【松野教育長職務代理者】

このスクールバスは、吉井北小学校の子どもたちが対象ということですね。
利用見込み人数は何人ですか。

【井上新しい学校推進室長】

15人です。行き(登校時)は15人ですが、帰りは学童保育に向かう児童もいますので、13人が追加になります。学年によって下校時間が異なりますので、2便運行としています。

【中村委員】

運行は委託される予定ですか。

【塚田総務課長】

そのように考えております。

【陣内教育長】

来月の定例会の際に、このスクールバスに関する予算について、補正予算案として説明をお願いします。

ほかにご質問がなければ、次の議題「校名案の決定」に入ります。お願いします。

(3)吉井南小学校及び吉井北小学校の統合に係る新設予定校の校名案の決定の件

【木下学校教育課長】

議題資料について説明

【陣内教育長】

ありがとうございます。

事務局から3つの案が提案されていますが、この3案については事務局からの順位付けはありません。教育委員会で選定をお願いします。選定に入る前に、ご質問はありますか。

【松野教育長職務代理者】

吉井小学校の沿革に詳しくないのですが、もともと「吉井小学校」という単独名の小学校はあったのでしょうか。南と北に分かれた時期などがあれば教えてください。

【木下学校教育課長】

吉井小学校の時期はございます。

吉井南小学校は、昭和21年から「吉井村立吉井小学校」という名称でした。その当時、吉井北小学校は「吉井村立吉井小学校福井分校」となっています。

【松野教育長職務代理者】

もともと吉井小学校なのですね。

【陣内教育長】

ほかにご質問はありませんか。

それでは決定に移りたいと思います。いかがでしょうか。

【中村委員】

資料に「応募数が圧倒的である」と赤字で書かれていることを考えると、「吉井小学校」が地域の皆さんに最も望まれている名称ではないかと感じます。

【古賀委員】

私も同じ意見です。

【陣内教育長】

校名検討委員会としては順位付けをされていませんが、応募された487名の中では圧倒的に「吉井小学校」が多く、地域の大部分の方が「吉井小学校」への思いを持っておられると感じます。

皆様、「吉井小学校」という案でよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【陣内教育長】

ありがとうございます。

それでは、「吉井小学校」を新設予定校の校名案として決定したいと思います。

(4)業務改善アクションプラン(第2期)改訂版について

【木下学校教育課長】

協議資料P2～3及び別紙協議資料①－1より説明

【陣内教育長】

本日の協議を踏まえ、次回は正式な議案として成案化したいと考えています。

本日は、ゼロベースで構いませんので、さまざまなご質問やアイデア、ポイントを幅広くお聞かせいただければと思います。

【中村委員】

学校問題解決支援コーディネーターについてです。5月1日からスタートということですが、具体的にどのような方を、どのような形で配置し、どのような形で学校支援に当たっていただくのか教えてください。

【木下学校教育課長】

人選につきましては、令和6年度から文部科学省の委託事業として実施している11市町の状況を確認しています。校長OB、警察官OB、弁護士、スクールソーシャルワーカーをコーディネーターとして位置付けている実績を参考に、今申し上げた4職種を対象に募集を行っており、そのような方々に従事していただきたいと考えています。

配置先は学校教育課です。

業務内容としては、各学校からのさまざまな相談を受け付けること、場合によっては事実確認のために保護者から直接相談を受けることも想定しています。

また、早期の課題解決に向けて、警察、スクールロイヤー、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との情報共有や連携を図ります。

それらを通して、問題が大きくなる前に解決に向けて取り組み、学校の負担軽減を図るとともに、最終的に子どもたちのために、学校・保護者・子どもの信頼関係が大きく崩れないよう取り組んでまいりたいと考えています。

【中村委員】

5月1日からということは、人選はもう決まっているのでしょうか。

【木下学校教育課長】

募集期間は22日までとしており、現在面接を行っているところです。できるだけ早めに決定し、任用したいと考えています。

【中村委員】

今年度は1名を任用し、5月1日に教育委員会(学校教育課)に常駐していただき、必要に応じて学校に出向いたり、保護者対応に従事されるという理解でよろしいですか。

【木下学校教育課長】

その通りです。

【中村委員】

もう1点、7番のデジタル採点システムの検討についてです。教員の負担軽減につながると理解しましたが、具体的にどのようなシステムを、いつ頃導入できる見込みでプランに位置付けているのか、お聞かせください。

【松永学校教育課主幹】

ご質問の件については、現在、他市町の情報収集を行っている段階ですので、具体的にどのようなシステムかというところまではまだ至っておりません。

【中村委員】

現在、非常に速いスピードでAIが進化しており、年度途中に導入したものがさらに進化することも期待できます。これは大きく先生方の勤務時間を圧縮し、子どもたちを直接見る時間を増やす改善につながると考えていますので、積極的な検討を期待します。

【陣内教育長】

すでに運用を始めている市町もあります。課題となっているのは情報セキュリティの問題で、データが外部に流出しない環境をどう確保するかが最大の課題です。

予算面では、無料で採点ができるフリーソフトもあります。先進地の視察を急ぎ、導入を検討するよう指示しています。

【西沢委員】

協議資料①－1の改訂版の7ページ、「(5)主な具体的方策」について質問です。

一番上の大きな枠内が令和6年度から、今年度中に具体的に実施していく内容と理解していますが、その中に8番目と10番目以降に「検討」と書かれている項目があります。

これは、今年度中に「検討を終える」という意味でしょうか。それとも、研究・検討のみを今年度中に行い、実施は次年度以降という意味でしょうか。

例えば8番の「勤務時間外の連絡体制の検討」について、11ページには「時間外の電話対応の

改善に向けて研究します」とありますが、その研究のみで令和6年度は終えるのか、研究も含めた全行程を今年度中に終え、通常業務に組み込むのか、その定義を確認したいと思います。

【松永学校教育課主幹】

現時点でお答えできる範囲で申し上げます。

まず8点目の勤務時間外の連絡体制の検討については、留守番電話の自動アナウンス、学校から時間外に保護者へ通知する方法等の取り組みを、市内小中学校の状況を踏まえて情報収集しており、すでに実施している学校もかなり増えています。

現在、その取り組み事例を取りまとめて各学校へ情報提供し、実施可能な学校から順次進めている段階です。

【陣内教育長】

それであれば、表現の仕方を修正する必要があります。

今の説明のとおりであれば、すでに実施可能な学校から順次導入しているわけですから、「検討」とだけ書くのではなく、実態に即した書き方に改めましょう。

その下の「学校徴収金」の項目はどうですか。

【松永学校教育課主幹】

学校徴収金については、まだ「検討」の段階です。システム導入について業者と打ち合わせも行いましたが、市内全校に導入すると予算的に高額となり、現時点では導入が難しい状況です。

一方で、企業側の工夫により振込方式を導入することで学校の負担を軽減する方法も挙がっています。したがって、「システム導入」に限らず、徴収方法全体について他の方法も含めて検討しているところです。

【陣内教育長】

まさに「導入に向けた検討」という段階ですね。そこは正確な表現に修正しましょう。

また、「主語」が明示されていないため分かりにくくなっています。

8番の「勤務時間外の連絡体制の検討」は「各学校が」それぞれ検討し、可能なところから順次導入している内容です。

一方、「徴収方法の検討」は「教育委員会が」検討している内容です。文面だけだと主語が見えず、曖昧になっているので、その点も整理してください。

【西沢委員】

もう1点質問です。

協議資料①の2ページ最下段、「ストレスチェック」に関する【3(1)数値目標】で、「高ストレス者の割合を令和10年度までに10%以下を目指す」とあります。

働きがい・生活や仕事への満足度は肯定的な結果である一方、高ストレス者の割合が高いというのが佐世保市の課題だと思います。

このストレスチェックでは、「何に対してストレスを抱えているか」が分かる内容になっているのでしょうか。

例えば「業務時間が多い」といった質問があり、その回答からストレス要因が分かるのか、それとも「眠れない日が多い」などの質問からストレスの有無を判断しているのか、その原因が把握できるのか教えてください。

仕事そのものには満足しているという結果が出ているので、その点に着目することで解決策を検討できるのではないかと思います。

【陣内教育長】

付け加えると、同じ人の中で「働きがい」や「生活・仕事への満足度」が高い一方、ストレスも高いというケースもあり得ます。

例えば、ある学校に松野校長先生がいらっしゃって、松野先生はとても働きがいを感じ、仕事への満足度も高いが、その分ストレスも抱えている。あるいは、同じ学校でも、松野先生は満足度が高い一方で、隣の陣内教頭は働きがいを感じておらず、ストレスを溜めているなど、個人ごとに状況が違う可能性もあります。

このように、同一人物の中での両側面、あるいは教職員集団の中での二極化といったことも分析が必要です。

この観点からストレスチェックを分析したことは、まだ十分とは言えませんので、一度確認したいと思います。そのうえで、必要な手立てが現状に合っているかどうか、全体を見直す前提として現状把握をしっかり行う必要があります。

また、アクションプラン1ページの「背景」では、これまでの考え方にに基づき、教職員の働き方の厳しさの背景が書かれていますが、今回の改正給特法では、「働き方が厳しいので変えなければならない」という点に加え、「子どもたちによりよい教育を行うために働き方を変えなければならない」という新しい観点が加わっています。この点を1ページ目に追記する必要があると感じました。

次に2ページでは、時間外勤務80時間超の教職員について、「小学校ではほぼなくなったが、中学校ではまだ残っている」といった記載があります。しかし、今回の改正給特法では、80時間超は禁止であり、「とにかく80時間超はなくさなければならない」と強く位置付けられています。その点の温度差を感じますので、「大きな課題として至急対応する」という姿勢を明確に出すべきだと思います。

また、14ページには「学校運営協議会」に関する記述があります。「長期的にはこれを活用していく必要があります」と長期的展望として記載されていますが、改正給特法の考え方では、「毎年実施しなさい」と位置付けられており、「可能なら実施」ではなく「必ず実施する」ものになっています。

したがって、この記述は13ページ以前に位置付け、マストとして整理する必要があります。

最近問題になっているのが「虚偽の申請」です。時間外勤務時間を多く書きすぎると教育委員会から指摘されるのではないかと懸念し、実際より少なく申告してしまう教職員もいます。この点も注視していかなければなりません。

またお気づきの点があれば、今後ご意見をいただければと思います。
それでは、報告事項に入ります。

(5) 令和8年度学校訪問実施計画等について

【木下学校教育課長】

報告資料P2～3にて説明

【松野教育長職務代理者】

5月26日に教委連総会がアルカス佐世保で行われますので、教育長にご挨拶をお願いしております。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

【中村委員】

高島・黒島については、日帰り訪問でしょうか。

【木下学校教育課長】

日帰りの予定です。日程がまとまりましたら改めてお示しします。

【陣内教育長】

よろしくお願いします。

それでは最後に、特例校についてお願いします。

(6) 教育課程特例校について

【木下学校教育課長】

報告資料P4～6にて説明

【陣内教育長】

前提を少しお話しします。

小泉構造改革内閣のときに「

特例校制度」が始まりました。経済分野と同様に、規制緩和によりゆとりを持たせる流れが教育にも及びました。義務教育には学習指導要領という基準がありますが、その一部を特例として外し、独自の教育課程を実施できる制度です。

このとき、特例を認める権限者は、国が認めるケースと市町村が認めるケースに分けられました。大まかに言えば、例えば、「1年生のときに本来6年生で学ぶ内容の一部を先取りし、5年・4年・3年に分けて配当する」といった、最終的に同じ学習内容に収めんするような「入れ替え」であれば、市町村の判断でよい。ただし、対象はある程度特殊な学校に限られ、小中一貫教育校や義務教育学校などであれば、市町村の判断で「入れ替え」を行ってよい、という整理です。

一方、それ以外の大きな変更を行う場合は、国への申請・承認が必要となりました。

報告資料の一番最後のページをご覧くださいと、小学校・中学校に関して「宇久・実践」という

新しい教科を設ける計画があります。この内容は通常の学習指導要領と大きく異なりますので、国に承認を求める必要があります。

その他の広田小、小佐々小、楠栖小学校は小中一貫教育校であり、外国語活動の時数を入れ替える程度の変更ですので、市町村の判断で差し支えないとされています。

黒島小中学校の「ふるさと黒島学」については、新設の教科名ではありますが、生活科や特別活動などを組み合わせて総合的に実施する内容であり、市町村の判断でよい範囲とされています。浅子小中学校も義務教育学校であり、外国語活動の入れ替えであるため、市町村の判断で差し支えない内容です。

金比良小学校についても、小中一貫教育を実施しているため、市町村の判断でよい内容となっています。

なお、教育委員会が承認権を持っていますが、教育長への専決委任事項があります。今回の特例については、教育長専決事項を準用して決定したうえで、教育委員会に報告を行っております。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

---了---